

訪問介護サービス契約書

J Aいわて平泉訪問介護センターもちっこの訪問介護サービスについて、次の内容にて契約を締結します。

（契約の目的）

第1条 事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とします。

（サービスの種類と変更）

第2条 事業者は利用者に介護保険対象となる訪問介護サービスを提供します。

2 利用者は、いつでもサービスの内容を変更するよう申し出ることができます。

（訪問介護計画書の作成、交付）

第3条 事業者は、利用者の日常生活の状況及びその意向を踏まえて解決すべき課題の把握を行うとともに、利用者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」に沿って「訪問介護計画書」を作成します。

2 事業者は「訪問介護計画書」を作成・変更した場合は、利用者に説明し同意を得た上で、「訪問介護計画書」を交付します。

（契約期間）

第4条 本契約の有効期間は、契約締結の日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。但し、契約期間満了の7日前までに利用者から更新拒絶の意思表示がない場合には、本契約は同じ内容で更新されるものとし、その後も同様とします。

2 利用者から更新拒絶の意思表示がされた場合は、事業者は、利用者の必要に応じ、他の業者の情報を提供するなどの措置をとります。

（利用者負担金等・支払方法）

第5条 サービスに対する利用者負担金等の基準は、別紙「重要事項説明書」に記載するとおりとします。契約期間中に関係法令が変更になった場合は、関係法令に従って改定後の金額が適用されます。

2 利用者負担金等の支払は、原則として、契約者（または代理人）名義の金融機関口座振替（口座振替依頼書に基づく）で処理させていただきます。

（利用日の中止・変更及びキャンセル料）

第6条 利用者は、サービスの利用を中止又は変更することができます。この場合は、利用日の2日前までに事業者に連絡するものとします。

2 前日または当日に利用の中止の連絡があった場合は、別紙「重要事項説明書」に定める所定のキャンセル料をお支払いいただく場合があります。

（サービス提供の記録等）

第7条 事業者は、サービスを提供した際には、提供日、サービス内容等必要な事項についての記録を行い、それを2年間保管します。

2 利用者もしくはその代理人はいつでも前項の記録の閲覧・複写を求めることができます。

(守秘義務等)

第8条 事業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者又はその家族に関する個人情報については、利用者の生命・身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除き、契約中及び契約終了後も第三者に漏らしません。

2 前項にかかわらず、あらかじめ文書により利用者又はその家族の同意を得た場合は、一定の条件の下で個人情報を利用できるものとします。

(苦情対応)

第9条 利用者及び家族は提供されたサービスに苦情がある場合には、事業者、介護支援専門員、市町又は国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。

2 事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申し立てがあった場合には、迅速かつ誠実に対応します。

3 事業者は、利用者が苦情申し立て等を行ったことを理由として何らの不利益な取扱いをすることはありません。

(契約の終了)

第10条 次のいずれかの事由が発生した場合、この契約は終了するものとします。

(1) 利用者が死亡した場合

(2) 要介護認定により利用者の心身の状況が自立と判定された場合

(3) 利用者が介護保険施設に入所した場合

(4) 第4条の規定により更新拒絶の意思表示がされた場合

(5) 第11条、第12条に基づき本契約が解約又は解除された場合

(利用者の解約権・解除権)

第11条 利用者は、事業者に対しいつでも7日間以上の予告期間をもって、この契約を解約することができます。

2 利用者は、以下の場合には、直ちにこの契約を解除できます。

(1) 事業者が、正当な理由なくサービスを提供しない場合

(2) 事業者が、守秘義務に違反した場合

(3) 事業者が、利用者の身体・財産・名誉等を傷つけ、または著しい不信行為を行うなど、本契約を継続しがたい重大な事由が認められる場合

(事業者の契約解除)

第12条 事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には、文書により本契約を解除することができます。

(1) 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(2) サービス利用料金の支払いが3か月以上滞納し、相当期間を定めた催告にもかかわらず、その期間内に支払いがない場合

(3) 利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従業者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約の目的を達することが困難となった場合

(介護保険給付限度額を超過する場合)

第13条 この契約書は、介護保険法に基づくサービスを対象としたものですが、要介護度別に定められている介護保険給付限度額を超過する場合の各種サービス利用分については、超過分につき全額自己負担となります。

(損害賠償責任)

第14条 事業者は、サービスの提供にあたって、事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族等に連絡し、必要な措置を講じます。

2 前項において、事故により利用者又はその家族の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、速やかにその損害を賠償します。ただし、事業者に故意・過失がない場合は、この限りではありません。

3 前項の場合、利用者又は利用者の家族に重大な過失がある場合は、賠償額を減額することができます。

(裁判管轄)

第15条 本契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じた場合は、一関地方裁判所をもって第一審裁判所とすることを、利用者及び利用者代理人、事業者は予め合意します。

(協議事項)

第16条 本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が記名押印のうえ、各1通を保有するものとします。

令和____年____月____日

利用者様

住所 _____

氏名 _____ 印

代理人様

住所 _____

氏名 _____ 印

続柄 _____

事業者

住所 岩手県一関市竹山町7番1号 _____

名称 いわて平泉農業協同組合 _____

代表者氏名 代表理事組合長 佐藤 一 則 印 _____